

粗大ごみ持ち込みに係る従量制の導入について

1 粗大ごみについての基本的事項について

(1) 現行の排出方法

粗大ごみについては、戸別収集方式を採用しており、各収集地区ごとに月に2回の収集日が定められ、収集日の7日前までに専用ダイヤル、インターネット、市役所窓口にて申込みを行い、収集日当日までに排出する品目ごとに定められた金額の「粗大ごみ処理券」を購入する。そして、収集日の当日朝9時までに玄関先などに「粗大ごみ処理券」を貼った状態で置いておくこととしている。

手数料については、処理困難度によって、下記の条例のとおり「2,900円」「1,500円」「800円」の3区分の料金設定としている。

また、クリーンセンターへの直接搬入は、月2回の収集機会の中で、持ち込みを希望する方は多いが、現在のクリーンセンターに粗大ごみの持ち込み車両が多く入ってくると場内の安全が確保できないことや、計量器が1器のみであることから、粗大ごみの持ち込み車両が多くなると計量器が混雑し、他の家庭ごみの委託収集に支障が生じる恐れがあることなどから、基本的に委託業者による収集を原則としている。

そのため、粗大ごみを急な引っ越し等の事情により、やむを得ずクリーンセンターに持ち込む場合も、戸別収集の場合の料金設定としている。

参考

＜草津市手数料条例(昭和53年3月30日条例第4号)別表(第2条関係)より抜粋＞

9 次の各号に掲げるもの手数料は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 占有者が、粗大ごみ(特定家庭用機器を除く。)の収集、運搬および処分を委託する場合(市長が指定する場所に搬入し、処分を委託する場合を含む。)における手数料は、次の表のとおりとする。

分類	手数料
温水器、電子ピアノ等処理が特に困難なもの	1点につき 2,900円
電子レンジ、ステレオ、タンス、ベッド、マット、書棚、食器棚、サイドボード、学習机、自転車等処理が困難なもの	1点につき 1,500円
ふとん（3枚単位）、じゅうたん、掃除機、扇風機、ストーブ、ガスコンロ、ホームこたつ等処理が容易なもの	1点につき 800円

備考 この表に定める品目以外の粗大ごみの分類については、同表の区分に応じて別に市長が定める。

(2) 粗大ごみに係る現状について

粗大ごみの合計点数は増加傾向にあり、持ち込み点数は減少傾向、収集点数は増加傾向にある。（表1参照）

また、粗大ごみ全体に占める上位10品目の割合はおよそ50%となっており、「ふとん・毛布」、「じゅうたん・カーペット」、「テーブル」は持ち込む割合が高く、「ベッド」、「自転車」、「マットレス」は持ち込む割合が低くなっている。（表2参照）

<表1- 持ち込み点数と収集点数に関する実績>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	過去3年平均
合計点数(割合)	23,311(100%)	23,884(100%)	24,275(100%)	23,823(100%)
持ち込み点数(割合)	7,197(30.87%)	6,864(28.74%)	6,494(26.75%)	6,852(28.76%)
収集点数(割合)	16,114(69.13%)	17,020(71.26%)	17,781(73.25%)	16,972(71.24%)
合計重量(kg)	342,870	351,980	356,276	350,375
1点当たりの重量(kg)	14.71	14.74	14.68	14.71

<表 2- 粗大ごみ点数上位 10 品目に関する実績>

品目 (金額)	過去 3 年平均		
	持込点数	収集点数	合計点数
じゅうたん・カーペット (800)	470 (37.96%)	769 (62.04%)	1,239 (100%)
ふとん・毛布 (800)	1,112 (34.70%)	2,092 (65.30%)	3,204 (100%)
テーブル(1,500・800)	301 (30.24%)	694 (69.76%)	995 (100%)
椅子・ソファー (1,500・800)	778 (28.50%)	1,952 (71.50%)	2,730 (100%)
タンス (1,500・800)	222 (26.19%)	626 (73.81%)	848 (100%)
ホームこたつ(1,500・800)	113 (23.89%)	360 (76.11%)	473 (100%)
スプリング入りマットレス (1,500)	187 (19.96%)	751 (80.04%)	938 (100%)
ウレタンマットレス (800)			
ベッド(1,500)	158 (18.72%)	687 (81.28%)	846 (100%)
自転車 (1,500・800)	70 (10.40%)	603 (89.60%)	673 (100%)
上位 10 点合計点数・・・①	3,412 (28.56%)	8,534 (71.44%)	11,946 (100%)
総合計点数・・・②	6,852 (28.76%)	16,972 (71.24%)	23,824 (100%)
全体に占める上位 10 品目の 割合 (①/②)	49.79%	50.28%	50.14%

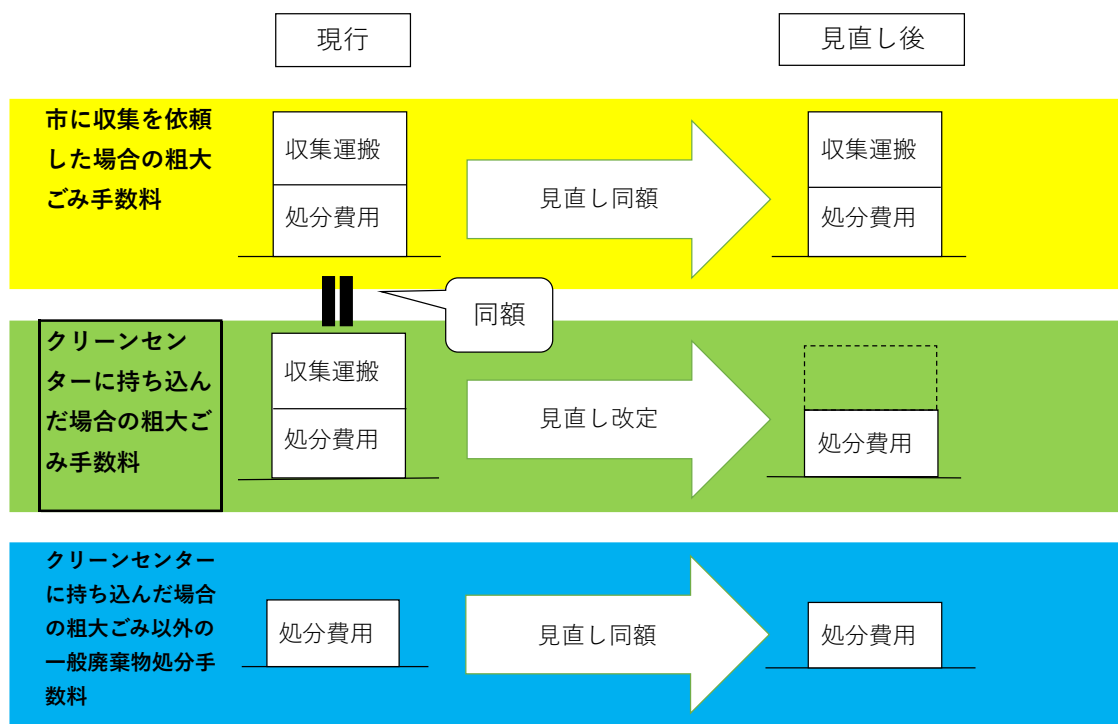
2 従量制の導入について

新クリーンセンターの供用開始に伴い、下記の観点から新クリーンセンターでの粗大ごみ持ち込みに係る手数料の積算を簡易化するため、粗大ごみの持ち込み手数料を点数制から従量制へ変更するものです。

- (1) 従来施設では、場内の安全性や計量器の関係から粗大ごみの排出については委託収集を原則としていたが、新クリーンセンターでは、市民サービスの向上を図り多くの市民が集う施設とするため、市民の持ち込み専用の計量器を設置し、収集車両用と一般車両用の導線を明確に分離し、場内の安全性を確保したうえで、積極的に受け入れを行う。
- (2) 新クリーンセンターをごみ処理施設から資源循環型施設への転換を図り、多くの市民が集う新たな拠点として位置付けをしていく。
- (3) 受付の際に従来の粗大ごみの点数確認と料金確認が不要となり、従量による簡

易で迅速な手数料の積算が可能となる。

<図1－粗大ごみ持ち込み手数料についての考え方>



3 導入に係る課題について

(1) 手数料が安価になることによる搬入量(点数)の増加について

① 持ち込み点数の割合が増加することについて

先の説明にもあるように、新クリーンセンターでは市民の持ち込み専用の計量器があり、収集車両用と一般車両用の導線を明確に分離し、場内の安全性を確保することで、スムーズな計量及び荷降ろしが可能となる。

また、搬入可能日を現在の週5日から土曜日を含めた週6日へ変更を予定していること、搬入時間についても現在の14時から16時を9時から16時へ変更することを予定していることから、持ち込み点数が増加しても対応可能であると考えられる。

② 粗大ごみの総量が増加することについて

手数料が安価になることで、本来であればまだ使用していたものを排出するという傾向が出てくる可能性があることから、排出された家具等の中から再利

用可能なものをピックアップし、市民に提供するなどのリユース事業を検討し、焼却する粗大ごみ量の低減に努めていきます。

しなしながら、リユース事業の実施にも関わらず、焼却する粗大ごみ量が増加した場合の対応としては、新クリーンセンターでは、ごみを焼却した際の熱を利用して発電を行い、発電をした電気は施設内で使用し余剰分については、売電を行う計画をしており、エネルギーとしての回収に努めるとともに、リユース事業の見直しについても検討をします。

(2) 土曜日にクリーンセンターを開けることによる他市のごみの流入について

近隣他市と比較すると、大津市と野洲市が土曜日も搬入を受付けており、両市とも10キロあたり100円の手数料であるため、両市と比較し、安価な手数料設定でなければ、大きな流入は予測されない。しかしながら、事前の申し込みが不要な点などの手続きの面でメリットもあることから、持ち込みがあった場合の搬入者の氏名、住所、連絡先等の確認が重要となる。

<表-3 粗大ごみの持ち込みに係る他市との比較>

	大津市	栗東市	守山市	野洲市	草津市
10kg 当たりの 手数料	100円	100円	80円	100円	110円(※)
搬入可能 日	月曜日～ 土曜日 (年末年始、 祝日除く)	月、火、金曜日 (年末年始、 祝日除く)	月曜日～金曜日 (年末年始 除く)	月曜日～ 土曜日 (年末年始、 祝日除く)	月曜日～ 土曜日 (年末年始、 祝日除く)
搬入可能 時間(昼 休み時間 帯除く)	9時～16時 (土曜日は1 2時まで)	13時 ～16時半	8時半 ～16時	9時～16時	9時～16時
申し込み	前日までにTELにて申込み	事前に市役所 へ申請書を提出	10日前ま でに市役所へ申 請書を提出	不要(ただし、 2トン車以上 の車両で搬入 する場合は必 要)	不要

※10kg 当たりの手数料については、他の一般廃棄物の搬入手数料と同額になるよう検討中です。